

新型コロナウイルス関連融資制度 一覧
(政府系金融機関制度ほか)

令和2年4月14日 更新

	制度名	融資限度額	融資期間	金利/年	信用保証料/年	相談窓口	申込要件	備考
日本政策金融公庫	セーフティネット貸付	4800万円 (国民生活事業) 7.2億円 (中小企業事業)	8年以内(据置3年以内) 【運転】 15年以内(据置3年以内) 【設備】	基準利率 R2.4.1現在 1.91%~(国民事業) 1.11%~(中小事業)				
	新型コロナウイルス感染症特別貸付	6000万円 (国民生活事業) 3億円 (中小企業事業)	15年以内(据置5年以内) 【運転】 20年以内(据置5年以内) 【設備】	3000万円以内の部分(国民生活) 1億円以内の部分(中小企業) ↓ 当初3年間 基準利率-0.9% 4年目以降 基準利率 3000万円を超える部分(国民生活) 1億円を超える部分(中小企業) ↓ 基準利率 (基準利率…R2.4.1現在1.36%~)		日本政策金融公庫 熊谷支店 (TEL:521-2731) 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化をきたし、次のいずれかに該当する方 ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月~12月の売上高平均額	既存借入の借り換えも可能となる予定 令和2年度補正予算の成立後の実施予定(4/14時点では未成立) 特別利子補給制度(※)対象
	衛生環境激変対策特別貸付	1,000万円 (旅館業は3,000万円)	7年以内(据置2年以内) 【運転】	基準利率			新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方 ①最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。 ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。	振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利-0.9%
	新型コロナウイルス対策マル経 (取扱期間 R3.3.31まで)	1000万円	7年以内(据置3年以内) 【運転】 10年以内(据置4年以内) 【設備】	当初3年間 特別利率F(※)-0.9% 4年目以降 特別利率F (※R2.4.1現在 1.21%)		熊谷商工会議所	最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少したものであって、売上減少申告書等を提出できる者	既存借入の借り換えも可能となる予定 令和2年度補正予算の成立後の実施予定(4/14時点では未成立) 令和2年度補正予算の成立後、特別利子補給制度(※)対象予定
商工中金	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (中小企業向け制度) (取扱期間 R2.4月中旬~)	3億円	15年以内(据置5年以内) 【運転】 20年以内(据置5年以内) 【設備】	当初3年間 基準金利(※)-0.9% 4年目以降 基準金利 (※R2.3.19現在 1.11%) (利下げ限度額:1億円)		商工組合中央金庫 熊谷支店 (TEL:525-3751) 相談窓口ダイヤル 0120-542-711	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化をきたし、次のいずれかに該当する方 ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月~12月の売上高平均額	【利子補給制度】 ①残高1億円まで、当初3年間、0.9%を利子補給 ②残高3億円まで、「商工中金所定の利率>日本政策金融公庫の基準利率」の場合、その差を利子補給 特別利子補給制度(※)対象
小規模企業共済	特例緊急経営安定貸付	2000万円 (ただし、納付した掛金総額の7~9割の範囲内)	4年以内(据置1年) 【貸付金額500万円以下】 6年以内(据置1年) 【貸付金額505万円以上】	無利子		(独)中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL:050-5541-7171	最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している 小規模企業共済の貸付資格を有する契約者	6ヵ月ごとの元金均等割賦償還

※ 特別利子補給制度

【対象要件】

- ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る)
- ②小・中規模事業者であって、売上高等前年同月比15%以上減少
- ③ " 売上高等前年同月比20%以上減少

【対象額上限】

(日本公庫) 国民生活事業 3000万円(新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策マル経等の合計額)

中小企業事業 1億円

(商工中金) 危機対応融資 1億円

☆利子補給上限額は、新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

【金利補給期間】

当初3年間

【備考】

新型コロナウイルス対策マル経については令和2年度補正予算の成立後の実施予定(4/14時点では未成立)